

法曹有資格者の海外展開に関する分科会運営要領

〔平成25年10月11日〕
法曹有資格者の活動領域の拡大に
関する有識者懇談会決定

- 1 法曹有資格者の海外展開に関する分科会（以下「分科会」という。）は、座長が招集する。
- 2 座長は、分科会の議事を整理する。
- 3 座長は、座長代理を指名することができる。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- 4 前3項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項は、分科会の座長が定める。

以 上